

第6 その他

1 罰則

ア 水質汚濁防止法

第30条	下記の命令に違反した者 水濁法第8条：排水基準、特定地下浸透水の基準に係る計画変更命令等 水濁法第8条の2：総量規制基準に係る事前措置命令 水濁法第13条第1項：排水基準に係る改善命令等 水濁法第13条第3項：総量規制基準に係る改善命令等 水濁法第13条の2第1項：特定地下浸透水の浸透に係る改善命令等 水濁法第13条の3第1項：構造基準等に係る改善命令等 水濁法第14条の3第1、2項：地下水の水質浄化に係る措置命令等	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
第31条	水濁法第12条第1項：排水基準に違反した排出水を排出した者 水濁法第14条の2第4項：事故時の措置命令に違反した者 水濁法第18条：緊急時の措置命令に違反した者	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（過失による法第12条第1項違反は3月以下の禁錮又は30万円以下の罰金）
第32条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第5条：設置届出 水濁法第7条：構造等の変更届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第33条	水濁法第6条：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第9条第1項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 水濁法第14条第1、2、5項：排水及び排水の汚濁負荷量の測定、記録、保管義務、構造及び使用基準に係る点検結果の記録、保管義務に違反した者 水濁法第22条第1項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者、市職員等の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 水濁法第22条第2項：汚水等の処理等に関する報告を拒否等した者	30万円以下の罰金
第34条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第35条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 水濁法第10条：氏名等変更届出等 水濁法第11条3項：承継届出 水濁法第14条第3項：汚濁負荷量測定手法届出	10万円以下の過料

イ 瀬戸内海環境保全特別措置法

第 24 条	下記の規定に違反した者 瀬戸法第 5 条第 1 項：設置許可 瀬戸法第 8 条第 1 項：構造等変更許可 瀬戸法第 11 条：上記の違反に係る措置命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 25 条	瀬戸法第 7 条第 2 項：使用届をせず、又は虚偽の報告をした者 瀬戸法第 12 条の 6 第 1、2 項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者	10 万円以下の罰金
第 26 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
第 27 条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 瀬戸法第 8 条第 4 項：特定施設の構造等の軽微な変更届出 瀬戸法第 9 条：氏名等変更届出等 瀬戸法第 10 条第 3 項：承継届出	10 万円以下の過料

ウ 兵庫県条例（抜粋）

第 160 条	下記の命令に違反した者 県条例第 45 条：規制基準に係る計画変更命令等 県条例第 48 条第 2 項：規制基準に係る改善命令等	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 161 条	県条例第 35 条第 1 項：排出基準に適合しない汚水を排出した者 県条例第 50 条第 1 項又は第 51 条第 3 項：一般工場等に対する命令等に違反した者	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 163 条	県条例第 43 条第 1 項：設置届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の罰金
第 164 条	県条例第 43 条第 2 項：使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第 44 条：変更届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第 46 条第 1 項：届出受理後の工事実施制限に違反した者 県条例第 151 条第 1、2、4 項：市長等が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした者 県条例第 152 条第 1 項：市職員等の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 県条例第 152 条第 3 項：市職員等のに立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者	10 万円以下の罰金
第 165 条	下記の届出をせず、又は虚偽の届出をした者 県条例第 42 条第 3 項（第 43 条第 4 項において準用する場合を含む。）：承継届出 県条例第 47 条第 1 項：氏名等変更届出等 県条例第 52 条第 2 項：事故届出 県条例第 52 条第 3 項：事故復旧届出	5 万円以下の罰金又は科料
第 166 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 159 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。	

2 関係法令

ア ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第 2 の特定施設（p. 46 参照）を設置する工場・事業場からの排水については、ダイオキシン類の排出基準（p. 58 参照）が適用されます。

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置（変更）しようとする場合は、設置（変更）届出が必要となります。

なお、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象に係るもの。）を設置（変更）しようとする工場・事業場の日最大排水量が 50 m³以上の場合は、瀬戸法の設置（変更）許可が必要となります。（瀬戸法の許可を申請する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法による届出は不要となります。）

イ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）

工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設（水質汚濁防止法の特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設）を設置（変更）しようとする場合、下水道法に基づく届出が必要です。

ウ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）

製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業であって、日平均排水量が 1,000 m³以上の工場又は、有害物質発生施設を設置し、排水を排出又は地下浸透させている工場は、公害防止管理者等の設置及び届出が必要です。